

令和6年第9回

おい町農業委員会議事録

おい町農業委員会
(令和6年9月26日)

議案第32号 現況証明について

局長 皆さんご苦労様です。
ただ今から、令和6年第9回おおい町農業委員会を開催いたします。
本日の日程についてご案内をさせていただきます前に
4番 岩崎委員、5番 桑田委員、6番 森委員、9番 松井委員、12番 小原委員、14番 國久委員の6名より欠席の連絡を受けております。
本日の議案は、あらかじめ届けさせていただいております6議案を予定しております。
それでは開会にあたりまして、会長から開会のあいさつをいただきたいと存じます。
会長、よろしく願いいたします。

会長 本日は、令和6年第9回おおい町農業委員会を招集させて頂きましたところ、皆様方には、何かとお忙しい中、ご出席頂きまして誠にありがとうございます。
それでは、本日上程します議案について、慎重審議いただきますようよろしくお願い申し上げます。

局長 ありがとうございます。このあとの議事進行につきましては、おおい町農業委員会会議規則第4条で会長が議長にあたることと規定されていますので、議事進行をよろしく願いいたします。

[開 会]
議長

それではただ今から議事に入ります。
本日の出席委員は、8名でございまして、おおい町農業委員会会議規則第6条の規定により会議が成立いたします。よって、お手元の会議日程に基づいて会議を進めさせていただきます。

[日程 1]
議長

日程1 会議録署名委員の指名についてであります、わたしのほうから指名させていただいてよろしいでしょうか。

(異議なし)

議長 それでは 7番 谷口委員さんと 8番 松尾光繁委員

さんを指名いたします。

[日程 2]

議長 日程2 議案第27号 農地法第3条第1項の規定による農地の所有権移転許可申請審議について を議題といたします。議案の内容について事務局から説明をお願いします。

局長 はい、議長。
議案第27号は、先月の第8回おおい町農業委員会においてみなさまに審議していただき保留となりました、〇〇の〇〇〇〇氏の所有する農地について、〇〇の〇〇〇〇氏に所有権を移転する申請でございます。詳細は書記に説明させます。

中塚書記 はい、議長。
(議案第27号資料説明)
こちらにつきましては、局長説明のとおり先月の第8回おおい町農業委員会において審議され、営農計画等の詳細を確認するため保留となりました。梅を栽培されるという計画でしたが、詳細につきまして聞き取り等を行いましたのでご報告させていただきます。
申請地は〇年〇月に亡くなられた前の所有者が高齢で営農出来ない状態にあり、長く耕作されず管理のみされていたことから譲り受けて梅を栽培しようとして計画されたものです。梅の栽培については、〇〇に住む申請人の〇〇が現在、梅の栽培を行っているため、サポートを受けながら営農していくとのこと。本日お配りしました植栽イメージ図という資料をご覧ください。品種は紅映梅^{べにさしうめ}を予定されており、12月頃から作付けされるとのことです。梅が生長することも考え5m程度の間隔を空けて植え付ける計画ですが、農地の形状や状態、作業効率を考慮して位置や本数を決めるとのことです。始めは自家消費や近所へ配る程度の収穫になるかもしれませんが、軌道に乗せゆくゆくは〇〇への出荷も考えているそうです。
許可基準は資料3ページのとおり農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可基準の全てを満たしております。

す。

議長 　　ただ今、事務局から説明がありましたが、この案件につきまして、農地委員さんに現地確認をして頂いておりますのでご報告願います。

早川委員 　　はい、議長。
　　こちらは24日に古池委員と現地を確認いたしました。
　　事務局説明のとおり、譲受人は営農計画を立て梅の栽培に前向きであること、また、申請地は譲受人の自宅近くにある農地であることから、〇〇氏が営農できると確認しましたので、所有権移転は問題ないものと判断いたします。

議長 　　ご報告ありがとうございます。
　　ただいまの事務局からの説明と農地委員さんからご報告がございましたが、何かご意見、ご質問ございませんか。

細川委員 　　梅は植えてからどのくらいで収穫できるのか。

古池委員 　　うまくいけば3年で実がつきます。先日現地確認に行かせていただいたが、見た限り埋め立てをしないとイケないと思う。畑地に変換が必要か。

局長 　　古池委員がおっしゃるように、覆土する場合は畑地変換の届出をしていただく必要があります。

古池委員 　　営農計画書も出てきていますし、〇〇のサポートもあるということなので、梅生産組合や町の補助金なんかの情報も提供しながら見守っていくしかない。

細川委員 　　住宅地の中なので、農業委員会で認めてその後放置されとなると農業委員会の責任は非常に大きいと思う。所有権移転については問題ないと思う。

塩野委員 　　梅を植えるとどのくらい補助金が出るのか。

木村書記 　　経費の2分の1を補助しています。

議長 他にご意見、ご質問がないようですので、議案第27号について、賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 賛成全員でございますので、日程2 議案第27号 農地法第3条第1項の規定による農地の所有権移転許可申請審議については、原案どおり許可するものと決定いたします。

[日程 3]

議長 日程3 議案第28号 農地法第5条第1項の規定による農地の転用及び所有権移転許可申請審議について を議題といたします。議案の内容について事務局から説明をお願いいたします。

局長 はい、議長。
議案第28号は、〇〇〇〇〇の〇〇〇〇氏の所有する農地について、同じく〇〇〇〇〇の〇〇〇〇氏が住宅を建築するため転用する申請であります。詳細は書記に説明させます。

中塚書記 はい、議長。
(議案第28号資料説明)
局長説明のとおり、現在、〇〇に〇〇と〇の〇人で住んでいる譲受人が、資料7ページのとおり当該農地に住宅を建築するための転用申請です。
この申請地の農地区分につきましては、中山間地域にある農地であり、第2種その他農地に該当します。今回の住宅の建築は、地域住民の必要な施設として集落に接続して設置されるものであるため、転用基準に合致すると考えます。
なお、当該農地の一部に農業用倉庫が設置されていましたが、本年〇月に老朽化により取り壊した後も基礎部分をコンクリート、砂利敷きとして残っている状態であるため、申請書に始末書が添付されております。

議長 ただ今、事務局から説明がありましたが、この案件につきまして、農地委員さんに現地確認をして頂いております。

すのでご報告願います。

早川委員

はい、議長。

こちらも24日に古池委員と現地を確認いたしました。

当該農地に隣接する農地はなく、周囲の営農に影響はないものと考えます。また、当該農地は申請人に必要な施設として住宅を建築する計画であることから、転用はやむを得ないと判断いたします。

議 長

ご報告ありがとうございました。

ただいまの事務局からの説明と農地委員さんからご報告がございましたが、何かご意見、ご質問ございませんか。

(意見・質問なし)

議 長

ご意見、ご質問がないようですので、議案第28号について、賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

賛成全員でございますので、日程3 議案第28号 農地法第5条第1項の規定による農地の転用及び所有権移転許可申請審議については、許可相当の意見を付して県へ進達するものといたします。

[日程 4]

議 長

日程4 議案第29号 農地法第5条第1項の規定による農地の転用及び使用貸借権設定許可申請審議についてを議題といたします。議案の内容について事務局から説明をお願いします。

局 長

はい、議長。

議案第29号は、〇〇〇〇〇の〇〇〇〇〇氏の所有する農地に、〇〇である〇〇〇〇氏が、〇〇で居住する住宅を建築するため転用する申請であります。詳細は書記に説明させます。

中塚書記

はい、議長。

(議案第29号資料説明)

申請地は、先ほどの議案第28号の申請地と隣接する農

地となっております、資料 1 1 ページのとおり当該農地に住宅を建築するための転用申請です。

この申請地の農地区分につきましては、中山間地域にある農地であり、第 2 種その他農地に該当します。今回の住宅の建築は、地域住民の必要な施設として集落に接続して設置されるものであるため、転用基準に合致すると考えます。

議長 　　ただ今、事務局から説明がありましたが、この案件につきまして、農地委員さんに現地確認をして頂いておりますのでご報告願います。

早川委員 　　はい、議長。
こちらも 2 4 日に古池委員と現地を確認いたしました。
当該農地の隣に農地がございましたが、計画によりますと、当該農地との境界には L 型擁壁を施すとのことで、周辺農地の営農への影響はないものと思われま。また、当該農地は申請人に必要な施設として住宅を建築する計画であることから、転用はやむを得ないと判断いたします。

議長 　　ご報告ありがとうございました。
ただいまの事務局からの説明と農地委員さんからご報告がございましたが、何かご意見、ご質問ございませんか。

(意見・質問なし)

議長 　　ご意見、ご質問がないようですので、議案第 2 9 号について、賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 　　賛成全員でございますので、日程 4 議案第 2 9 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による農地の転用及び使用貸借権設定許可申請審議については、許可相当の意見を付して県へ進達するものいたします。

[日程 5]

議長 　　日程 5 議案第 3 0 号 地籍調査事業実施区域における

土地の地目変更認定について を議題といたします。
議案の内容について事務局から説明をお願いします。

局長 はい、議長。
議案第30号は、町が地籍調査を行い、その成果を現況の地目で登記するにあたり、おおい町長より地目変更の認定について農業委員会に同意を求められたものであります。
今回の調査箇所は名田庄虫谷地籍となっております。詳細は書記に説明させます。

中塚書記 はい、議長。
(議案第30号朗読)
今回の地目変更は、名田庄虫谷地籍です。
資料14ページをご覧ください。名田庄虫谷地籍では、農地から農地以外に変わるものが66筆 30, 168㎡、です。
資料20ページ以降の航空写真の対象地に囲み線を記載しておりますが、赤色は農地から農地以外に変わるものでございます。
なお、町が地籍調査事業により農地を農地以外の地目に変更する場合の基準は、町と農業委員会との取り決めにより、「農振農用地区域外で、かつ、現況が農地以外になっている場合に限り」としております。

議長 ただ今、事務局から説明がありましたが、この案件につきまして、農地委員さんに現地確認をして頂いておりますので、ご報告願います。

早川委員 はい、議長。
こちらにも24日に古池委員と現地を確認いたしました。
確認した結果、地籍調査の成果に同意できるものと判断いたしました。

議長 ご報告ありがとうございました。
ただ今、事務局からの説明と農地委員さんからご報告がございましたが、何かご意見、ご質問ございませんか。

(意見・質問なし)

議長 ご意見、ご質問がないようですので、議案第30号について、賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 賛成全員でございますので、日程5 議案第30号 地籍調査事業実施区域における土地の地目変更認定については、原案どおり同意するものといたします。

[日程 6]

議長 日程6 議案第31号 現況証明について を議題といたします。

議案の内容について事務局から説明をお願いします。

局長 はい、議長。

議案第31号は、〇〇の〇〇〇〇氏が登記上農地である土地の現況が非農地であることの証明を求める申請でございます。詳細は書記に説明させます。

中塚書記 はい、議長。

(議案第31号資料説明)

申請者は、農地が山林に接していることから当該農地も山林の状態となっており、現況が農地以外となっているとして、今回の現況証明を申請しております。

この申請について、「福井県農地関係事務処理要領」に基づき、農業委員3名及び事務局職員で現地確認を行いました。

当該農地の状態等につきましては、本日お手元に配布した現地調査報告書のとおりです。

当該農地は山林に接しており、報告書添付の現況写真のとおり周囲の山林と同程度に林地化しております。また、森林の状態から長期間が経過していると見込まれ、営農が難しい状態となっております。

議長 ただ今、事務局から説明がありましたが、この案件につきまして、農地委員さんに現地確認をして頂いておりますのでご報告願います。

塩野委員

はい、議長。

こちらも24日に早川委員及び古池委員と現地を確認いたしました。現地確認の結果、報告書記載のとおり山林化していることを確認しましたので、交付基準の「農地以外となった実情及び実態がやむを得ないと農業委員会が認めたもの」として農地でない旨の証明をすることが適当であると判断いたしました。

議長

ご報告ありがとうございます。

ただいまの事務局からの説明と農地委員さんからご報告がございましたが、何かご意見、ご質問ございませんか。

(意見・質問なし)

議長

ご意見、ご質問がないようですが、ご異議はございませんか。

(異議なし)

議長

ご異議がないようでございますので、議案第31号 現況証明については、申請内容を認め、非農地とする証明を発行することといたします。

[日程 7]

議長

日程7 議案第32号 現況証明について を議題とします。

議案の内容について事務局から説明をお願いします。

局長

はい、議長。

議案第32号は、〇〇〇の〇〇〇〇氏が、登記上農地である土地の現況が非農地であることの証明を求める申請でございます。詳細は書記に説明させます。

中塚書記

はい、議長。

(議案第32号資料説明)

申請者は、農地が住宅に囲まれた小さな土地であることから当該農地も宅地の状態となっており、現況が農地以外となっているとして、今回の現況証明を申請されております。

す。

この申請について、議案第31号と同じく「福井県農地関係事務処理要領」に基づき、農業委員3名及び事務局職員で現地確認を行いました。

当該農地の状態等につきましては、現地調査報告書のとおりです。

当該農地は北側、南側及び西側が宅地に、東側が農地に隣接しておりますが家屋に囲まれているため、農地とは言いがたい状態であることを確認しました。また、周囲の状況からこの状態が長期間継続していると思われ、農地以外となった実情がやむを得ないと認められ、営農は困難であると見込まれます。

議長 　　ただ今、事務局から説明がありましたが、この案件につきまして、農地委員さんに現地確認をして頂いておりますのでご報告願います。

塩野委員 　　はい、議長。
　　こちら24日に早川委員及び古池委員と現地を確認いたしました。
　　現地確認の結果、報告書記載のとおり宅地化していることを確認しましたので、交付基準の「農地以外となった実情及び実態がやむを得ないと農業委員会が認めたもの」として農地でない旨の証明をすることが適当であると判断いたしました。

議長 　　ご報告ありがとうございました。
　　ただいまの事務局からの説明と農地委員さんからご報告がございましたが、何かご意見、ご質問ございませんか。

塩野委員 　　向かって右側と左側の間が農地ということであるが、左側は現在建てている方で右側は前に建てた時点で宅地にできなかったのか。

次長 　　必要最小限度の農地転用をされました。

議長 　　他にご意見、ご質問がないようですが、ご異議はござい

ませんか。

(異議なし)

議 長 ご異議がないようでございますので、議案第32号 現況証明については、申請内容を認め、非農地とする証明を発行することといたします。

議 長 それでは、これをもちまして上程した全ての日程を終了いたします。慎重審議ありがとうございました。